

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年9月7日  
照会部署名 大田年金事務所厚生年金適用調査課  
照会担当者 アシスタントインストラクター (役職名) 課長 箕輪 裕二  
連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 小林章二

(受付番号)

|                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| ブロック本部受付番号 No. 2010—069 | 本部受付番号 No. 2010—924 |
|-------------------------|---------------------|

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

業務執行権のない社外取締役（非常勤）の取締役会出席が『法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供にあたるか』について

(内容)

疑義照会No.2010-77で『労務の対償として報酬を受けている法人の代表者又は役員かどうかについては、その業務が実態において法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であり、かつ、その報酬が当該業務の対価として当該法人より経常的に支払いを受けるものであるかを基準として判断されたい。』とあるが、受託社会保険労務士より以下の場合、被保険者となるか照会に接しています。

- ①業務執行権のない社外取締役（非常勤取締役）
- ②概ね月一回程度（定期的ではない）役員会に出席している。
- ③月20万程度の報酬を得ている。
- ④他社で常勤の取締役に就任し、社会保険の被保険者となっている。

<対応案>

当所では、ブロック本部に確認の上、定期的ではないにせよ月1回程度役員会に出席しており、法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供と

判断し、被保険者になると回答したが、当該受託社会保険労務士が東京都内の他年金事務所（7事務所）に照会したところ、6事務所より『業務執行権がなく、月1回程度の役員会出席では、労務の提供を行なっているとは言えず、社会保険適用とならない』旨の回答をしている。

業務執行権がなく、月1回程度の役員会にのみ出席している場合、『法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供にあたる』と判断してよろしいでしょうか。

（ブロック本部回答）

当該事例を疑義照会No.2010-77に照らし合わせると、役員会に出席していること、報酬が実費弁償程度の水準にとどまっていない等の要素から、被保険者と判断するケースも考えられる。

一方、業務執行権がないこと（当該法人の職員に対する指揮監督権がない）に重きを置くと、経常的な労務の提供とまではいかないと判断するケースも考えられる。

そもそもNo.2010-77の回答は、「業務の実態において法人の経営に対する参画を内容とする経常的な労務の提供であり、かつ、その報酬が業務の対価として法人より経常的に支払を受けるもの」であるかどうかの判断例が挙げられているが、あくまで判断材料として示されていることにとどまっており、資格取得させるべきかどうかの判断は、それぞれの事案の実態で考えるとされている。

当該事例のように、No.2010-77の判断材料の例に当てはめた時、一方の要素には該当するが、他方の要素には該当しないといったように、判断するのが困難と思われる事案が照会された場合、事務所間で見解が異なるといった問題が発生する可能性が高いため、判断材料に対する「一定の考え方の基準（客観的な基準）」を示してもらう必要があると考える。

なお、当ブロック本部としては、「法人に対する経常的な労務の提供」の判断としては、業務執行権及び指揮監督の有無が重要と考えているが、上記のとおり諸規定等では「一定の考え方の基準」が示されておらず、客観的な判断が困難であることから、機構本部へ照会していただきたい。

回答日 平成22年9月9日

回答部署名 南関東ブロック本部適用徴収支援部

厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）川合 满男

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

「社外取締役」とは、「株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。」と規程されている。

(会社法第2条第15項) このケースにおいて、当該役員の役員会への出席が不定期に月1回程度しかなく、実態としても当該法人と使用関係はないと考えられるため、被保険者とはならない。(厚生労働省年金局事業管理課 回答)

回答日 平成23年 7月11日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 田畠 奈津子

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

坂東